

小規模個人再生において信義則違反による不認可事由の判断に当たり無異議債権の存否を考慮することの可否（積極）

- 【文献種別】 決定／最高裁判所第三小法廷
【裁判年月日】 平成29年12月19日
【事件番号】 平成29年（許）第19号
【事件名】 再生計画認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件
【裁判結果】 抗告棄却
【参照法令】 民事再生法1条・38条2項・202条2項4号・225条・231条1項
【掲載誌】 民集71巻10号2632頁、裁時1691号2頁、判タ1447号36頁、金判1537号21頁、金法2082号6頁、金法2092号90頁

LEX/DB 文献番号 25449148

事実の概要

本件は、Xを再生債務者とする小規模個人再生（以下「本件再生手続」という。）における住宅資金特別条項を定めた再生計画について、民事再生法（以下「法」という。）202条2項4号の「決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」の不認可事由の有無が争われた事案である。本件の事実経過等は、次のとおりである。

Xは、平成25年2月、Yから損害賠償請求訴訟（以下「別件訴訟」という。）を提起された。Xは、平成25年12月、その所有する土地建物について、Xの実弟であるAのXに対する2,000万円の貸付債権（以下「本件貸付債権」という。）を被担保債権とする抵当権を設定した旨の仮登記（以下「本件仮登記」という。）を経由した。なお、当該土地建物には、住宅ローン債権（以下「本件住宅ローン債権」という。）を被担保債権とする順位1番の抵当権が設定され、その旨の登記が経過されていた。別件訴訟の控訴審において、平成28年4月、Xに対し、Yに約1,160万円及び遅延損害金を支払うよう命ずる判決が言い渡され、同判決はその頃確定した（以下、同判決によって確定した損害賠償債権を「本件損害賠償債権」という。）。Xは、平成28年8月、本件仮登記の抹消登記を経由した。

Xは、平成28年9月、東京地方裁判所に対し、本件再生手続に係る再生手続開始の申立てをし、再生手続開始の決定を受けた。申立てに当たりX

が提出した債権者一覧表には、本件住宅ローン債権以外に、本件貸付債権及び本件損害賠償債権を含め、再生債権の額又は担保不足見込額の合計が約4,027万円となる債権が記載されていた。Yは、債権届出期間内に、再生債権の額を約1,345万円として本件損害賠償債権の届出をした。Aは、上記届出期間内に本件貸付債権の届出及びこれを有しない旨の届出をせず、法225条により、債権者一覧表の記載内容と同一の内容で再生債権の届出をしたものとみなされた。本件貸付債権及び本件損害賠償債権について一般異議申述期間を経過するまでにX及び届出再生債権者から異議が述べられなかったことから、A及びYは、法230条8項により、届出再生債権の額に応じてそれぞれ議決権を行使することができることとされた。本件再生手続における議決権者はY及びAを含む10名であり、議決権者の議決権の総額は約3,705万円であった。

Xは、平成28年12月19日、再生裁判所に対し、本件住宅ローン債権につき住宅資金特別条項を定めた上で、本件住宅ローン債権を除く再生債権につき90%の免除を受け、これを分割返済する旨の再生計画案（以下「本件再生計画案」という。）を提出した。再生裁判所は、平成28年12月27日、本件再生計画案を決議に付する決定をし、Yのみが同裁判所が定めた期間内に本件再生計画案に同意しない旨の回答をした。その結果、本件再生計画案は、同意しない旨を回答した議決権者の数が

議決権者総数の半数に満たず、かつ、当該議決権の額が議決権者の議決権の総額の2分の1を超えないとして、法230条6項により可決されたものとみなされた。

原々審(東京地決平29・1・19金判1537号29頁)は、本件再生計画につき認可の決定(原々決定)をしたところ、Yは即時抗告をした。Xは、原審(東京高決平29・5・30金判1537号27頁、金法2078号86頁)において本件貸付債権の裏付けとなる資料の提出を求められたが、借用証や金銭の交付を裏付ける客観的な資料を提出しなかった。原審は、Xが実際には存在しない本件貸付債権を意図的に債権者一覧表に記載するなどの信義則に反する行為により本件再生計画案を可決させた疑いが存するので、本件貸付債権の存否を含め信義則に反する行為の有無につき調査を尽くす必要があるとして、原々決定を取り消し、本件を原々審に差し戻した。

これに対して、Xが許可抗告の申立てをしたのが本件である。Xは、本件貸付債権は法230条8項という無異議債権であるから、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断に当たっては本件貸付債権が存在することを前提に判断することを要すると主張した。

決定の要旨

1 主文

抗告棄却。

2 理由

「法231条が、小規模個人再生において、再生計画案が可決された場合になお、再生裁判所の認可の決定を要するものとし、再生裁判所は一定の場合に不認可の決定をすることとした趣旨は、再生計画が、再生債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図るという法の目的(法1条)を達成するに適しているかどうかを、再生裁判所に改めて審査させ、その際、後見的な見地から少数債権者の保護を図り、ひいては再生債権者の一般の利益を保護しようとするものであ

ると解される。そうすると、小規模個人再生における再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものである場合に適用される法202条2項4号所定の不認可事由である『再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき』には、議決権を行使した再生債権者が詐欺、強迫又は不正な利益の供与等を受けたことにより再生計画案が可決された場合はもとより、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれるものと解するのが相当である(最高裁平成19年(許)第24号同20年3月13日第一小法廷決定・民集第62巻3号860頁参照)。

そして、上記の趣旨によれば、小規模個人再生において、再生債権の届出がされ(法225条により届出がされたものとみなされる場合を含む)、一般異議申述期間又は特別異議申述期間を経過するまでに異議が述べられなかったとしても、住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断に当たっては、当該再生債権の存否を含め、当該再生債権の届出等に係る諸般の事情を考慮することができると解するのが相当である。

これを本件についてみると、Xは、本件再生手続に係る再生手続開始の申立てに当たり、債権者一覧表に本件貸付債権を記載して提出し、本件貸付債権は再生債権の届出をしたとみなされたものである。しかしながら、本件貸付債権は、Xが本件再生手続に係る再生手続開始の申立てより16年以上前にその実弟であるAから2,000万円の貸付けを受けたことにより発生したというものであり、本件仮登記が経由されたのは、別件訴訟の提起後で上記貸付けの時から14年以上を経過した平成25年12月であって、Xは、原審において本件貸付債権の裏付けとなる資料の提出を求められながら、借用証や金銭の交付を裏付ける客観的な資料を提出していないなど、本件貸付債権が実際には存在しないことをうかがわせる事情がある。そして、本件貸付債権については一般異議申述期間内に異議が述べられなかったため、Aは議決権の総額の2分の1を超える議決権を行使することができることとなり、本件再生計画案が可決されるに至っている。

以上の事情によれば、本件においては、Xが、実際には存在しない本件貸付債権を意図的に債権者一覧表に記載するなどして本件再生計画案を可決に至らしめた疑いがあるというべきであって、Xが再生債務者として債権者に対し公平かつ誠実に再生手続を進行する義務を負う立場にあることに照らすと（法38条2項参照）、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた疑いが存するといえる。しかるに、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かについて、本件貸付債権の存否を含めた調査は尽くされていない。」

なお、本決定には木内道祥裁判官の補足意見（以下「木内補足意見」という。）がある。

判例の解説

一 個人再生手続における不認可事由としての「不正の方法」

本決定は、住宅資金特別条項付きの小規模個人再生手続の不認可事由である法202条2項4号の「決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」について、通常再生手続に関する最決平20・3・13（民集62巻3号860頁）と同様の準則が妥当するものとし、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれるとした。

法202条2項4号は通常再生手続における不認可事由（法174条2項3号）と同趣旨によるものであり、個人再生手続（住宅資金特別条項のない小規模個人再生手続では法231条1項で法174条2項3号が準用される。）において通常再生手続と異なる解釈をする理由はなく、異論のない判断であろう。

なお、信義則違反の行為の主体について、木内補足意見が、「法廷意見が再生債務者である原告人に債権者に対する公平誠実義務があることを指摘しているように、信義則に反する行為の主体が債務者であることが本件の要素であり、一般的に、実体法上存在しない債権によって議決権を行使されて再生計画案が可決されたことをもって信義則違反とするものではない。」と述べるように、信義則違反には債務者の関与が必要となると解され

る¹⁾。

二 信義則違反の判断につき無異議債権として手続内確定した債権の存在は前提とすべきか否か

本件では、Aの届出債権について、異議が述べられずに手続内で確定した状態にあったために（法230条8項）、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断に当たっては本件貸付債権が存在することを前提に判断することを要するか否かが問題となった。

この点、本決定は、無異議債権であったとしても、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断に当たっては、当該再生債権の存否を含め、当該再生債権の届出等に係る諸般の事情を考慮することができるとした。

さらに、木内補足意見では、手続内確定と信義則違反の判断が関係しないことについて、次の3つの観点から、説明する。

まず、手続内確定の意義について、「手続内確定とされることに積極的な意味が付与されているわけではなく、債権届出（みなし届出も含む）、異議申述、評価という手続が設けられており、基準債権（議決権を含む）はその手続によって定まり、それ以上の不服申立手続が設けられていないことをいうにすぎない」とし、「信義則に反する行為による再生計画案の可決という不認可事由を主張することの可否についてまで、その効力を及ぼすものではない。」とする。

また、再生計画取消しの事由として「再生計画が不正の方法により成立したこと」（法189条1項1号）が規定されているところ、「債権調査で異議を述べなかった再生債権者も、再生計画取消しの申立てにおいて、債務者の行為による議決権行使が不正の方法に該当することを主張できるから、再生債権者の再生計画の不認可事由があるとの主張を、債権調査で異議を述べなかったことを理由として制限することは相当でない。」として、再生計画取消事由との均衡を指摘する。

加えて、破産における免責手続では、実在しない債権を債権者名簿に記載して債権者に対する配

当を減少させようとする行為は、債権者を害する目的の債権者名簿の虚偽記載として免責不許可事由（破産法 252 条 1 項 7 号）に該当することとの均衡を指摘し、「免責許可・不許可について、債権者が虚偽債権に対して債権調査で異議を述べたか否かは斟酌されることはない」し、「債権者との間の権利関係を調整し、債務者の経済生活の再生を図るという共通の目的を持つ破産手続において、債務免除の不正取得に対する免責不許可事由がこのようなものであることも、債務者の信義則に反する行為に基づいて再生計画案が可決された場合にそれが不認可事由に該当するか否かの判断において、勘案されるべきである。」とする。

この木内補足意見による説明に対しては、本来は債権が確定している以上、その効果（議決権の存在）を手続の後続段階で覆すことは原則として否定されるべきであり、認可手続の段階で当然に債権の存否の考慮を可能とすることには慎重であるべきとする疑問を呈する見解もあるところである²⁾。

本来的には虚偽の債権届出は、債権調査手続で排除されるべきものであるが、再生計画の認可手続段階で、虚偽債権である疑いが認識され、かつ、債務者の関与が認められる以上は、まさに「不正の方法」か否かの要件該当性の判断として、裁判所の不認可事由の判断によるのが自然かつ妥当であると思われる。

本件では、本件貸付債権の発生時期、本件仮登記の経由時期、本件貸付債権の裏付けとなる資料の提出を求められながら、借用証や金銭の交付を裏付ける客観的な資料を提出していないことなどから、虚偽債権である疑いが強く、また、当該虚偽債権の作出について債務者の関与が認められる事案であるから、本決定の判断の結論は正当である。

三 残された課題と実務への影響

本決定は小規模個人再生における住宅資金特別条項を定めた再生計画案に対する認可決定に関するものであり、通常再生手続の場合に、当然に妥当なものではない。通常再生手続において虚偽の債権届出がなされた場合については、通常再生手続における実体的確定がされる（確定判決と

じ効果が生じる）こととの関係が問題となるのである。

この点、虚偽債権による「不正の方法」か否かは議決権額の有無の問題であり、債権の実体的確定の有無が問題となるものではないから、個人再生手続と通常再生手続に違いはなく、本決定の判断は妥当するものと解される。

また、実務上の課題として、本決定が個人再生委員の善管注意義務の内容に影響するかという問題がある。個人再生委員の職務として、債権の実体的存否に係る確認まで行う必要があるのかという問題である。この点、個人再生委員の職務は、法 223 条 2 項に規定されているところ、再生債権の評価の申立てがない限り債権の実体的存否の調査を行う義務はない（法 223 条 2 項 2 号）と解される³⁾。

●——注

- 1) 山本和彦「小規模個人再生における虚偽債権の届出と不認可事由——最三小決平 29.12.19 に関する若干のコメント」金法 2085 号 9 頁。
- 2) 山本和彦・前掲注 1) 11 頁。なお、山本和彦教授は、本件のように、虚偽の債権の作出に再生債務者が中心的に関与したケースでは、一種の馴れ合い訴訟における判例法理と同様に、手続内確定の効果を信義則上排除できるとする。
- 3) 個人再生委員の調査権限、実務上の問題点等については、木村真也ほか「座談会 5 つの重要倒産判例で考えるその射程と今後の金融実務」金法 2087 号 31 頁以下が詳しい。

弁護士・関西学院大学教授 稲田正毅